

鳥取県公報

令和2年7月10日(金) 第9216号

每週火·金曜日発行

			目					
\Diamond	告	示	生活保護法による医療機関の指定(411)(福祉監査指導課)・・・・・・					2
			生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(412)(〃)・・・・・・	•				2
			指定自立支援医療機関の指定(413)(障がい福祉課)・・・・・・・・	•	•	• •		2
			保安林の指定予定(2件)(414・415)(森林づくり推進課)・・・・・・	•	•	• •		3
			土地改良区の役員の退任(416)(中部総合事務所農林局)・・・・・・・	•	•	• •	• •	3

示

鳥取県告示第411号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により次のとおり 告示する。

令和2年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
おおの小児科内科医院	米子市西福原三丁目10-34	令和2年6月1日

鳥取県告示第412号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の 規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法 第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により次のと おり告示する。

令和2年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
富長 将人	米子市東福原五丁	富長内科眼科クリ	米子市東福原五丁	居宅療養管理指	令和2年4月
	目12-19	ニック	目12-19	導	30日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
富長 将人	米子市東福原五丁	富長内科眼科クリ	米子市東福原五丁	介護予防居宅療	令和2年4月
	目12-19	ニック	目12-19	養管理指導	30日

鳥取県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月10日

鳥取県知事 平 井

開設者の氏名	明乳老の仕託	指定自立支援医療	指定自立支援医療	自立支援医療	14. 安 左 日 日	
又は名称	開設者の住所	機関の名称	機関の所在地	の種類	指定年月日	
有限会社徳吉薬	鳥取市秋里738-1	徳吉薬局 よしなり	鳥取市吉成南町一	精神通院医療	令和2年7月	
局			丁目27-9		1 目	

大野	光洋	米子市東福原五丁	おおの小児科内科医	米子市西福原三丁		
		目 9 - 18	院	目10−34	"	"

鳥取県告示第414号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字横手字粟谷東平127の1、127の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第415号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下967、968、969、字清水ヶ平ル1117、1118、1119、字水尻1129、1130、1135、字 村屋敷1183の3、1185の5、1185の7、1185の8

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第416号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任 した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年7月10日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所 理 事 山 﨑 光 雄 倉吉市大原90 令和2年6月9日退任